

市原市鳥獣被害対策

町会対策

虎の巻

市原市

町会対策の進め方(目次)

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

事前準備

1 誰でもできる対策を伝える・・・・ 7

2 対策に向けた気持ちを高める・・・・ 9

開始

3 対策チームをつくる・・・・・・ 12

発展継続

4 隣接町会・市役所と連携する・・ 18

5 回覧板・集会での活動報告・・・・ 21

6 “楽しい”集まりを繰り返す・・・・ 24



町会対策を進める前後において、効果的で、かつ持続可能な体制づくりのためのコツをまとめました。

はじめに

市原市では、イノシシなど鳥獣被害に対し、町会（集落）ぐるみの対策を推進するため、この手引書「**虎の巻**」を作成しました。町会での体制整備の参考に本書をご活用ください。

集落環境診断会（西国吉町会）



環境整備（小草畑町会）



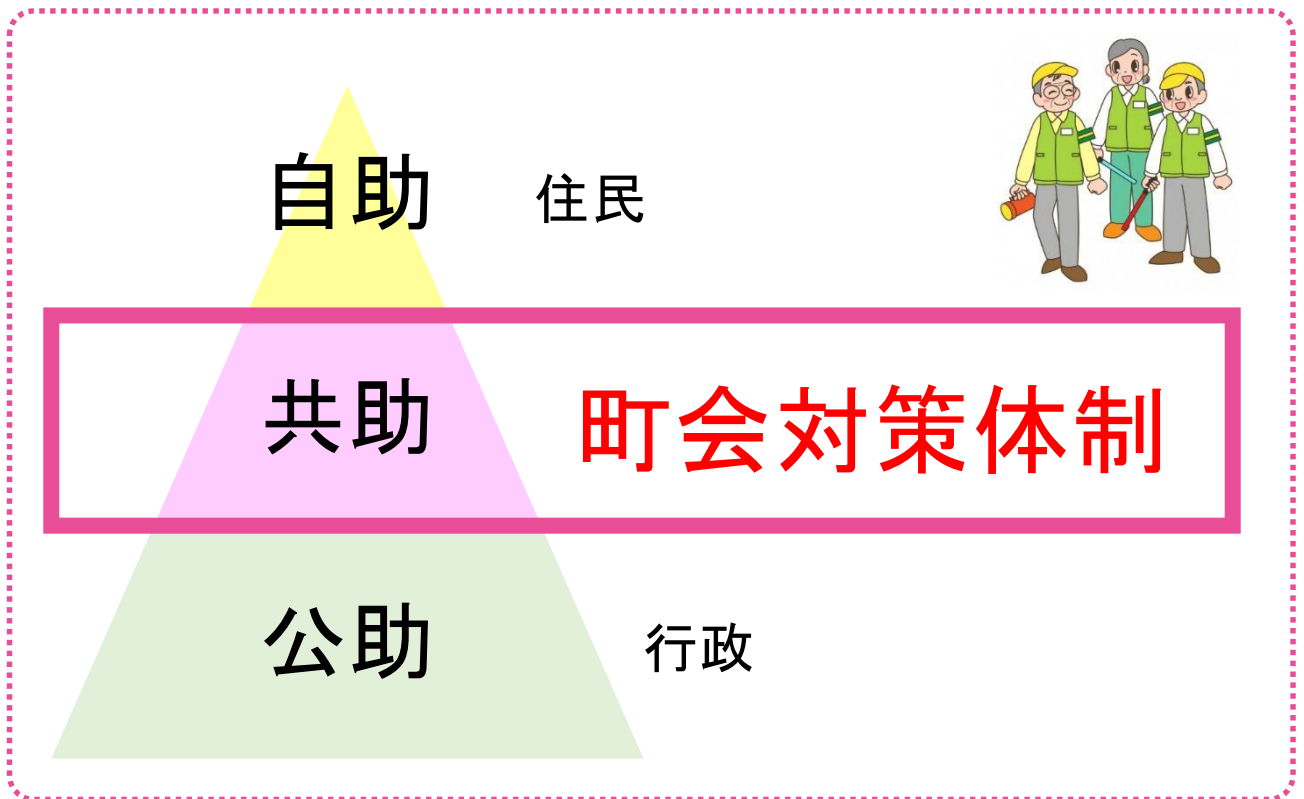
ワナの移動設置（川在町会）



地区情報交換会（三和地区）



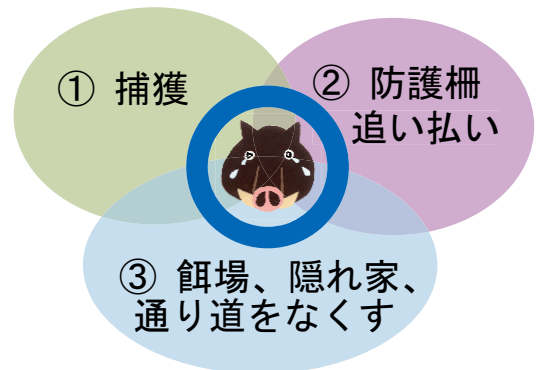
獣害対策の主体



イノシシなどによる獣害は自然災害の一つとして考えることで、効果的に対策が可能となります。自分の農地は自分で守る自助努力も、もちろん大事ですが、広域に移動し、集落全体に被害をおよぼす害獣の対策では、とくに共助対策としての町会単位での対策体制の整備が必要です。

市原市がめざす 町会対策体制の推進

捕獲 + 防護 + 環境整備をセットで
対策意識向上を常に促進させて
共助対策を成熟させます



効果的な被害防止のためには、捕獲と防護（防護柵の設置や維持管理、サルの追い払いなど）、そして、集落を害獣が嫌がる環境に整備していくことの3つをセットで実施していくことが必要です。さらに、これらの推進のためには、住民の対策意識向上が欠かせません。

町会に対策チームを作る

自治会（町会）の総意に基づく獣害対策の促進

町会（町会長・総会）

獣害対策チーム（・・・駆除会）

活動承認・予算措置・情報共有



町会（自治会）の中に、対策を行うチームを組織（できれば5人以上）して、町会承認のもとで活動する。可能ならば、町会費から活動費が予算措置されたりするとよいでしょう。また、チームの活動内容は、町会全体に情報共有することも欠かせません。

コツは3つあります。

（1）特定の1～数人に責任を負わせない

責任の押し付け合いを避け、みんなで作業を分担することで、町会の組織力が高まります。

（2）農家だけの問題にさせない

害獣の被害は、人身被害や生活被害もあり、町会住民みんなの問題として解決するような組織にしましょう。

（3）捕獲に特化させない

捕獲と同時に防護柵の設置や環境整備を行うことで対策はうまく行きます。

望まれる町会対策体制

- [対策組織]** 町会活動のひとつとして、対策チームが編成されていること
- [人数多め]** 対策チームはワナ免許保持者以外も含めて十分な人数がいること
- [活動承認]** 町会総会で承認された活動であること
- [予算組み]** 町会から対策チームに予算組みがされていること
- [活動周知]** 対策チームの活動状況が定期的に住民に広報されていること
- [総力活動]** 対策チーム以外の住民もエサの米ぬか集めなどの活動に協力していること



市役所では町会対策の体制として、このような望まれる形を想定しております。必ずしも、すべてを満たさないと対策ができないわけではありませんが、体制づくりの一つの理想的なあり方として提案します。

1 誰でもできる獣害対策を伝える

誰でもできる獣害対策



柿や栗などを落下したままにしない
生ゴミは決められた日、時間に出す
被害や目撃情報を、みんなに知らせる



町会にいる、おばあちゃんやおじいちゃんなど、誰もが
できる獣害対策があり、「自分でもできる」ということを、
みなさんにまず理解してもらいましょう。



川在町会



西国吉町会



例えば、町会の集会所（公民館）などに、箱ワナ捕獲で利用するための米ヌカ回収用の容器を備え付けて、町会のだれもが回収に協力できるような体制もいいでしょう。（写真：川在町会・西国吉町会）

2 対策の気持ちをも高める

※1 被害の発生・拡大を予測して、 町会全体にチーム結成を提案する



吉沢・新井町会

アンケート調査をする
※2
集落環境診断会を開催する

※1 「被害」とは・・・ 11ページに解説

※2 「集落環境診断会」とは
町会住民自ら集落の被害発生場所や害獣の侵入場所など集落の環境を診断して、
自ら対策を考える集まりのことです。



町会ぐるみの対策のためには、住民のほとんどが、その活動に賛同したり、率先して行動してもらう必要があり、対策意識の向上が欠かせません。このためには、現状をみんなで理解することや、町会ぐるみでの対策について話し合うことが必要です（集落環境診断会の開催）。

集落環境診断会スケジュール(例)

診断会当日は下記のように行います（一例です）。

10:00～12:00 下見、打ち合わせ

区長さんなどと下見をして、午後のコース選びをします。
最近の被害・目撃地点、駐車場の場所、時間配分など

(昼食)

13:00～13:45 講義「害獣の生態と対策」

まず敵を知り、対策の選択肢を学びます。
スライドを使って説明します。

13:50～15:00 被害・出没現場確認（みんなで巡回）

集落で起きていることを、みんなの目で確認します。

15:00～17:00 地図づくり・対策検討会

現状と課題を地図上でまとめて、対策を考えていきます。

17時頃 解散予定



現場確認（豊成町会）



地図づくり（豊成町会）

防ぐべき「被害」とは

「農作物食害、農業施設の**物理的被害**のみならず
生活圏・通学路への出没による**人的被害**、
耕作意欲の減退など**心理的被害**も含む」



非農家・新興住宅地市民も無関係でない
自分達の生活環境を守るための対策



市では、防ぐべき「被害」について、このように考えています。被害は、農家だけの問題ではないので、町会住民全体での対策が必要です。



住宅地出没イノシシ（市内某所）

3 対策チームをつくる

- ・ チームの人数はできるだけ多く
- ・ 対策の作業を役割分担
(グループ分けするのも、よい)
- ・ 最初から町会（自治会）の活動として
総会で承認してもらおう



町会（自治会）の中に、対策チームを組織しましょう。技術を持った方、狩猟免許を持った方、町会のためにひと肌脱いでくれる方などで組織して、町会総会で承認してもらいましょう。市の町会捕獲のための有害獣捕獲許可の条件として、町会の承認をとる必要があります。



川在町会

自衛的捕獲「町会捕獲」

箱ワナ製作（購入）

箱ワナの設置

箱ワナの移動

しかけセット（要 わな猟免許）

餌（ぬか）の調達

餌やり・見回り

捕獲時の通報

止めさし（銃で止めさしする場合、要 銃猟免許）

捕獲個体の処理(運搬・埋設・焼却・利活用)



町会での捕獲については、箱ワナの製作から捕獲後の処理まで、さまざまな段階と仕事がありますが、これを町会全体で役割分担して体制づくりをしましょう。このうち狩猟免許が必要な行為もありますが、できるだけ多くの方が参加できるように工夫すると、捕獲自体が集落行事にすることができ、みんなで楽しく対策を行うことにつながります。

市原市の補助制度の解説

狩猟免許取得費用補助

イノシシ用箱ワナ購入・製作費用補助

捕獲交付金の交付

捕獲作業に関する保険適用

小型獣用箱ワナ貸与

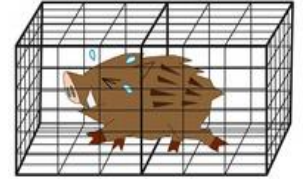
イノシシの止めさし代行

福増クリーンセンターでの捕獲個体焼却

防護柵設置事業

国の交付金活用の場合

市の補助事業の場合

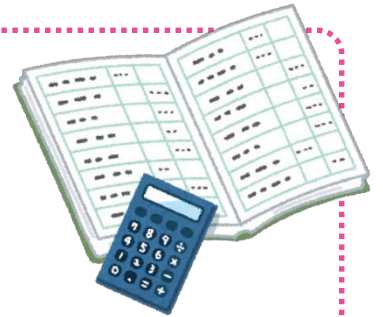


町会捕獲を実施するためには、ワナの購入やワナを設置するために必要な狩猟免許の取得など、さまざまな準備が必要です。市では、これらを支援するために、狩猟免許を取得するときの補助金やイノシシ用のワナの購入補助金などを交付しています。

また、農地を守るために防護柵を設置するときは、補助制度があるので、設置前に市に相談しましょう。

3 対策チームをつくる

お金の流れは最初に決める



- 例) 町会費からチーム活動費を支出
捕獲交付金は対策チームに入れる
会計係をきめて会計報告をする
余剰金は町会イベント費（懇親会）に回す



対策のためには経費がかかります。また、捕獲交付金による入金も発生することが多いため、会計処理については、事前にきちんとルールを作っておきましょう（次ページ参照）。

チームの規約をつくる

対策チームの規約を作っておくことで、新たに参加する人にチームのことを分かりやすく説明でき、活動メンバーも明確なルールに基づいて安心して活動できます。それぞれの町会の事情を考慮して、作成しましょう。また、団体名義で口座を開設する場合にも必要となります（口座開設には他にも構成員名簿や代表者の印鑑なども必要となります。詳細は金融機関まで）。

●●町会有害獣対策委員会設置要綱(例)

(名称)

第1条 本委員会は、「●●町会有害獣対策委員会(以下「委員会」と言う)と称する。

(目的)

第2条 有害獣類による農作物被害等が多発し、捕獲のための箱罠を設置する等地域全体での対策が急務であることから、有害獣類の捕獲撲滅を有資格者の指示により、関係者の協力を得て実行することを目的とする。

(活動事項)

第3条 本委員会は有害獣類捕獲撲滅に向け、以下の項目について活動する。

- 2,有害獣類による被害状況を調査把握し、捕獲に向けた対策を講ずる。
- 3,捕獲用資機材の整備・管理を行う。
- 4,関係者の協力を得て、捕獲用資機材等を設置する。
- 5,捕獲した有害獣類について、必要な処理を行う。
- 6,町会会員への対策方法や狩猟免許試験実施等の情報提供や提案を行う。
- 7,狩猟免許試験合格者への補助金(2,000円)の交付を行う。
ただし、試験に合格し、免許を交付された本人から会長へ申請した者について予算の範囲内で、支給の可否を検討する。
- 8,市原市や他地区の活動情報の入手と連携
- 9,所管する関係部門との諸手続きを行う。

(組織)

第4条 本委員会は、会長、副会長、会計、監査各1名、委員若干名を持って構成する。

- 2,委員は、別表1による。なお、委員は委員会の決議により、増員することができる。
- 3,会長が事故等により職務を遂行できなくなった場合は、副会長が職務を代行し、翌年度当初に新たな組織を構成することとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、毎年4月の第一日曜日に開催するものとし、議長は会長が努める。

2, 委員会は、三分の一以上の委員出席で成立するものとし、議決事項の決議は出席者の過半数をもって決することとするが、可否同数の場合は議長の決するものとする。

3, 会長は必要により、臨時の委員会を開催することができる。

(関係者への協力要請)

第6条 委員会は、前条に基づき決議された事項を実施するに当たり、地域の組合員等関係者に協力を要請することができる。

(委員会の報告)

第7条 委員会は、会議終了後議事録を作成し、地域の組合員等関係者に回覧する等、会議の結果を報告することとする。

(活動資金及び会計年度)

第8条 第3条に基づく会の活動に資する資金は、地元町会からの補助の他本活動により得られる資金を充当する。

2, 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(事務局)

第9条 事務局は、●●自治会館に置くものとする。

2, 事務局は、別表2に掲げるもので構成する。

3, 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、平成●年●月から本協議会の目的を達成するまでとする。

2, 委員会は、委員全員の了解を以って解散することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

1, この要綱は、平成●年●月●日から適用する。

4 隣接町会・市役所と連携する

鳥獣被害対策サポーターと
連携する

地区情報交換会に出席

隣接町会の情報を
町会内に伝える



市役所からの情報や対策技術に精通した鳥獣被害対策サポーター制度があります。サポーターとの連携を密にして、よい相談役として活用しましょう。

また、地区ごとに活動の情報交換会を開催しています。隣接する町会での活動を知ることは、それぞれの町会対策にとって大きな意味を持ちます。周囲の成功事例や、失敗談を知り、さらに、自分の町会にない技術をもつ方との交流も可能となりますので、地区情報交換会には積極的に参加しましょう。

鳥獣被害対策サポーター

業務内容

- 1 町会ぐるみでの獣害対策（組織づくりなど）を支援します
- 2 行政と地域の間で、被害・出没状況などの情報の橋渡しを行います
- 3 市や県などの施策について説明します

鳥獣被害対策サポーターのご用命は市役所農林業振興課（農業センター、電話0436-36-4187）まで

※ 市原市では鳥獣被害対策実施隊を「鳥獣被害対策サポーター」と称しています。

メンバー紹介

平成29年度 鳥獣被害対策サポーター
（五十音順、カッコ内は活動町会名）

江尻廣志(川在)・佐久間秋男(西国吉)
島野嘉道(武士)・関 光成(月出)
高浦重晴(小田部)・鳥海哲男(小草畑)
中村直樹(小谷田)・花見健太郎(福増)
前田幸雄(押沼・瀬又)・宮田茂夫(宿滝)



町会対策カルテの作成

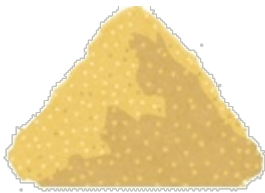
自分の町会が、現在、どのような状態にあるかを、比較的客観的に評価するために、カルテを作成しましょう。それぞれの項目について、改善するために、市役所、アドバイザー、サポーターと協働して、問題解決をしていきましょう。

チェック項目		結果		内容の詳細	
1	体制	町会(自治会)の中に対策組織はあるか	ない	ある	
2		対策組織の活動内容は何か(情報、環境整備、捕獲、防護柵、その他)			
3		町会で活動が承認されているか	なし	あり	
4		獣害対策に関連した町会イベントは年間何回開催しているか		回	
5		現在のコアメンバーが交代しても活動が維持できるか	できない	できる	
6	情報	獣害対策に関する内容の回覧板や町会の活動情報の周知はしているか	していない	している	
7	環境整備	個人での環境整備の必要性を、全戸が理解しているか	していない	している	
8	捕獲	箱ワナはいくつ設置、稼働しているか		個	
9		今年度(4月～)の捕獲頭数	成獣		幼獣(30kg以下)
10		ワナ免許所持者数	60才以上		60才未満
11		免許所持者以外で捕獲作業をしている人数			人
12		箱ワナの見回り、餌やりは定期的に行っているか	できていない	できている	
13		箱ワナのケリ糸の高さは40cm以上か	未満	以上	
14		箱ワナの入口はヤブ・山側に向いているか	向いていない	向いている	
15		ヌカの調達方法は何か			
16		見回り時(捕獲後)の連絡体制はあるか	ない	ある	
17		捕獲個体の埋設場所、ルールは決まっているか	いない	いる	
18	防護柵	補助金(国庫/市単)による設置が可能であることを全戸が知っているか	知らない	知っている	
19		通電していない電気柵(昼間、冬季、放棄地など・偽物)はないか	ある	ない	

5 回覧板・集会での活動報告



活動（捕獲や会合）の報告を回覧板（写真入りだとよい）などで情報提供する



エサ（米ヌカなど）の提供を依頼すると集めやすくなる



町会内での対策チームの活動内容をできるだけ小まめに他の住民に知らせることで、理解者・協力者を生み、活動が促進されていきます。チームが町会内で孤立しないような工夫が必要です。

回覧板で情報提供 1

捕獲個体の紹介を写真入りで（川在町会）

 **川在駆除会だより** Vol. 19 非定期発行紙：平成28年 2月
発行所：川在駆除会

三寒四温の季節、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。又、日頃よ活動にご協力頂きまして、厚く御礼申し上げます。（1月の捕獲は6頭でした）
尚 今般、「善富興業 株」様のご協力を頂き「市原市猟友会駆除隊三和待機基地」が川在善富興業株様所有地の一部をお借りさせて頂ける事となりましたのでご報告させて頂きま



1 / 23 (小川様宅上の土手)
メス25Kg&メス40Kg
累積53、54頭目捕獲



1 / 30 (小川様宅上の土手)
メス25Kg捕獲：累積55頭

捕獲頭数報告だけでも効果はあります（押沼町会）

押沼町会の皆様へ 有害鳥獣対策の現状報告です

平成29年7月26日

昨年の春から、押沼町会で有害鳥獣対策を進めている前田と申します。
住まいは萩の台町会ですが10数年前から市東第一小学校裏の台地上で畑をお借りして家庭菜園を楽しんでいます。3年前から猪の被害が発生したので27年度押沼町会（三橋町会長）に相談して、押沼町会の名前のもとに対策活動を始めました。
イノシシ被害は、市原市全体に広がってきていますので対策を進める町会も増え、今では市内の96町会が対策を進めています。その分だけイノシシも増えているのだと思います。押沼町会でも昼間目撃されるケースが増えていますし、広田橋付近では村田川を渡る姿も目撃されています。犬を連れての散歩など注意していただきたいと思います。

平成28年度の捕獲頭数は表のとおりでした。

市原市全体	市津地区	湿津地区	市東地区	押沼町会
2998	388	251	137	14

平成29年度の地区別捕獲頭数は掴んでいませんが、押沼町会だけで見ると「6頭を捕獲」しました。全て今年生まれの子供でした。（捕獲場所は台地の上）

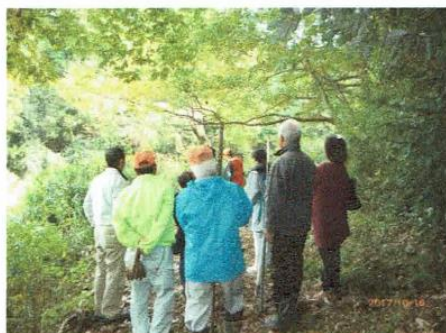
回覧板で情報提供 2

出没個体の紹介と注意喚起（小田部町会）

小田部町会鳥獣被害対策委員だより

平成29年10月20日

* 町会の皆さま日頃小田部鳥獣対策にご協力頂きありがとうございます、
下の写真は、10月18日（水）小谷の井戸付近に掛けてある9番目のオりに25キロくらいの
メス一匹を捕獲した様子です、猟友会にお願いした時に市役所の広報の方が近くにいたので
一緒に来て写真を撮っている所です、市原市の広報に出るかもしれません。



* 下の写真は同じく10月18日朝8時過ぎペット霊園近くの農道を歩いている様子です
近くに寄っても中々逃げなく平然と歩いていました、これからは、餌を探しに里に
降りてきますので、十分気を付けてください。



6 “楽しい”集りを繰り返す



みんなで行う作業のあとは、

楽しい集会で情報交換

慰労会&バーベキュー

他地域に視察旅行に行く



将来的なメンバー交代を意識して



町会行事として獣害対策の作業を「楽しみながら」行っている町会は、対策が継続的になり、効果的に被害抑制ができるようになります。「町会イベント」にするような工夫をしましょう。

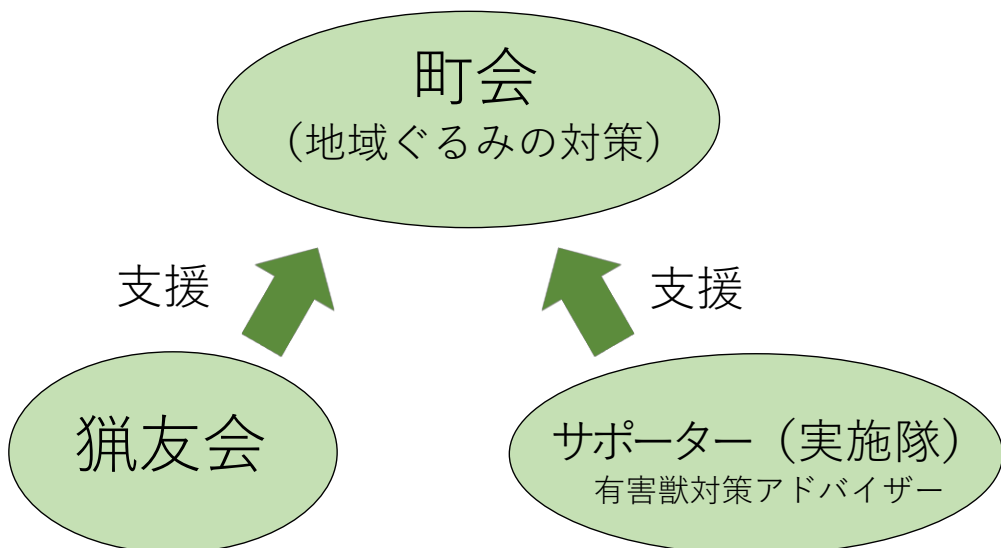
おわりに

市では、平成21年度から町会との協働による有害獣の捕獲を開始し、市原市猟友会による市全体の捕獲と、町会による地域ぐるみの捕獲を実施しています。また、平成27年度に民間専門機関の浅田正彦氏(合同会社AMAC)と有害獣対策アドバイザー契約を締結し、イノシシ被害対策計画を策定する他、平成28年度から鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害対策サポーター※)の制度をもうけ、被害対策の普及活動を行ってきました。

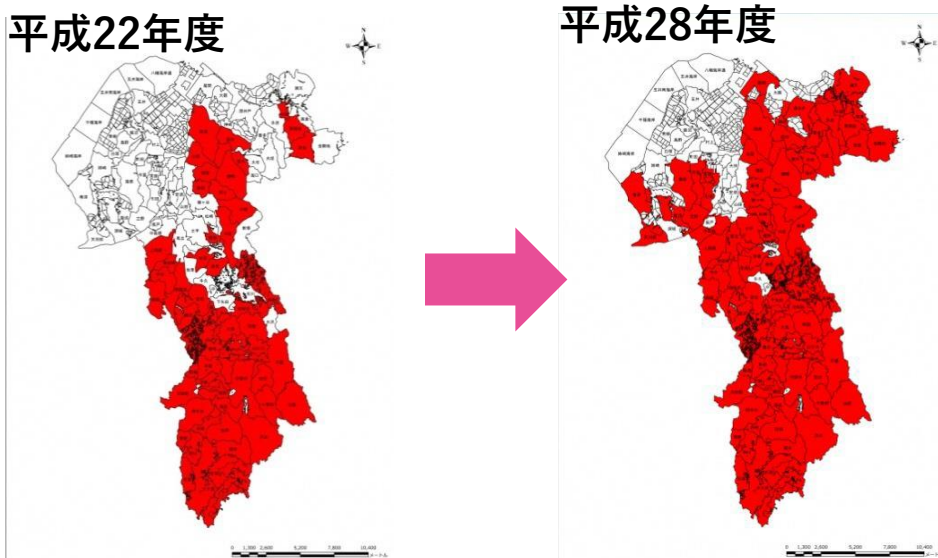
平成28年度には、捕獲に取り組む町会は96町会となり、イノシシの捕獲頭数は2,998頭と年々増加し、農作物被害額についても、前年比で40%減少するなど、成果が表れ始めています。

市では、町会捕獲から捕獲・防護・環境整備をセットにした総合的な対策への移行を目指しています。今後も、被害町会との協働による対策を推進するため、この手引書を活用し、有害獣対策アドバイザーや鳥獣被害対策サポーター、猟友会による支援を行うことで、被害の低減を図っていきたいと考えています。

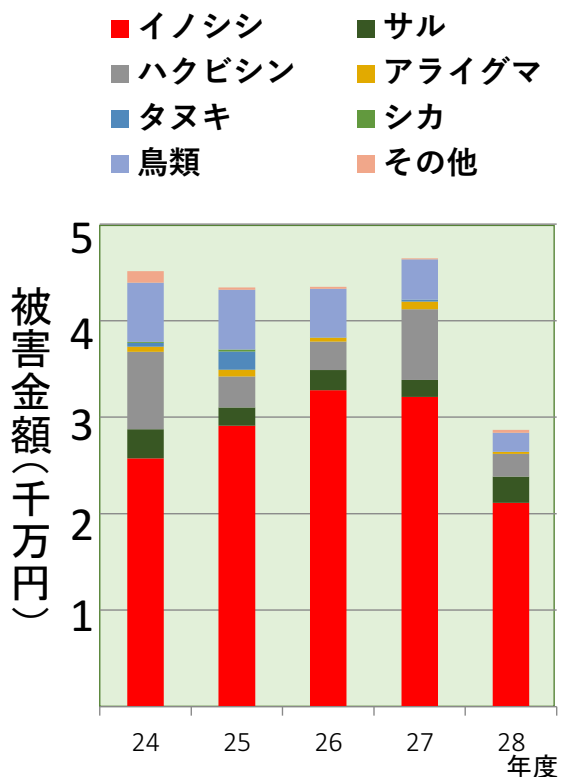
※ 市原市では鳥獣被害対策実施隊を「鳥獣被害対策サポーター」と称しています。



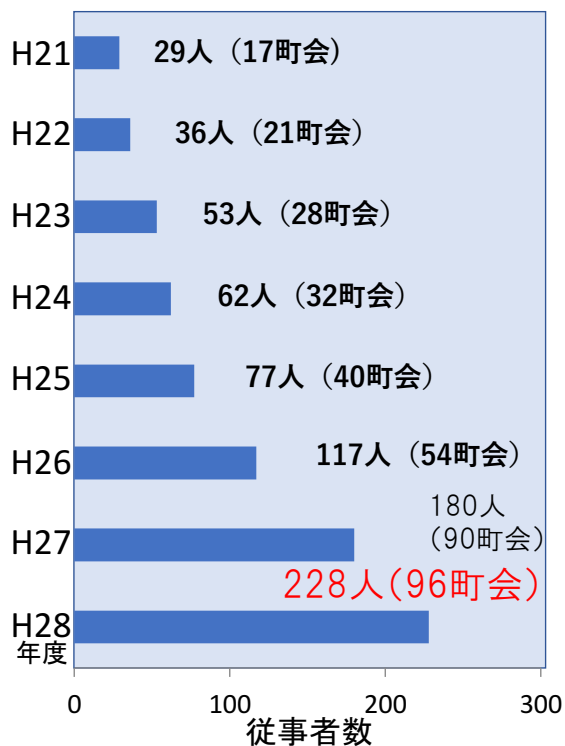
イノシシの生息区域の拡大の状況



有害鳥獣による被害金額



町会捕獲従事者数



市原市鳥獣被害対策 町会对策虎の巻



発行日：平成30（2018）年1月

発行：市原市農林業振興課

作成：市原市農林業振興課・鳥獣被害対策サポーター

編集：合同会社AMAC（有害獣対策アドバイザー）

花見健太郎（鳥獣被害対策サポーター）

Copyright © 2018 Ichihara city government All Rights Reserved.